

○ 物品調達契約に係る条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和8年4月1日

横手警察署長 中島 一人

1 入札に付する事項

- (1) 名 称 プロパンガス（い号）単価契約
- (2) 納 入 場 所 横手市安田字越廻71 横手警察署
- (3) 契 約 期 間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 契 約 概 要 給湯及び冷暖房設備用プロパンガスの供給

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 秋田県物品供給業者等登録名簿において、「燃料・油脂類」に登録されていること。
- (5) 液化石油ガス販売事業者登録をしている者

3 入札参加資格確認申請書等の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、次ぎにより入札参加資格確認申請書等の書類を提出しなければならない。

ア 提出書類等

- (ア) 入札参加資格確認申請書
- (イ) 誓約書
- (ウ) 液化石油ガス販売事業者登録簿の写し

イ 提出期間

令和8年4月1日（水）から同年4月7日（火）まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。

ウ 提出時間

午前9時から午後5時まで

エ 提出場所

横手警察署会計課

オ 提出部数

1部

カ 入札参加資格確認申請書の配布

本公告と同時に横手警察署ホームページに公告日より掲載して配布するものとする。

- (2) 入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者については、確認は行わないものとする。

4 入札説明書及び仕様書等の交付

入札説明書及び仕様書等については、令和8年4月1日（水）から同年4月7日（火）までの期間、

横手警察署ホームページに掲載する。

5 入札説明書及び仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 入札説明書及び仕様書等に対する質問は、令和8年4月7日(火)午後1時まで横手警察署長に書面により行わなければならない。
- (2) 上記質問に対する回答は、令和8年4月8日(水)までに横手警察署ホームページへの掲載により行う。

6 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「規則」という。）第160条から第163条までに規定するところによる。

7 入札書等の提出等

(1) 提出方法

3により入札参加資格確認申請書を提出した者は、開札予定日時に横手警察署大会議室に入札書を持参して提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。

(2) 開札予定日時

令和8年4月9日(木) 午前10時00分

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点以下第4位までとし端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点以下第2位までとし端数を切り捨てた金額）を入札書に記載すること。

(4) その他

ア 入札執行回数は、3回までとする。

イ 入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

8 落札者の決定方法

規則第159条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求められることがある。
- (3) 提出された入札参加資格確認申請書等は、返却しない。
なお、入札参加資格確認申請書等を公表し、又は無断で使用することはしない。
- (4) 入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 入札参加者は、入札説明書等を熟知し、入札にあたっての留意事項を遵守しなければならない。
- (6) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (7) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、地方自治法施行規則の定めるところによる。

10 問い合わせ先

横手市安田字越廻71 横手警察署 会計課(電話 0182-32-2250)